

法学部A方式Ⅱ日程・国際文化学部A方式
キャリアデザイン学部A方式

3 限 選 択 科 目 (60分)

科 目	ページ	科 目	ページ
政治・経済	2～21	日 本 史	22～32
世 界 史	34～51	地 理	52～65
数 学	66～68		

〈注意事項〉

1. 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないこと。
2. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
3. 試験開始後の科目の変更は認めない。
4. 数学については以下の注意事項も参照すること。
 - ・解答を導く途中経過も書くこと。
 - ・解答はおもて面に記入すること(裏面は採点の対象にならない)。
 - ・その他、解答用紙に記載された指示にしたがい解答すること(この指示どおりでない場合は採点の対象としない)。
 - ・定規、コンパス、電卓の使用は認めない。
5. マークシート解答方法については以下の注意事項を読みなさい。

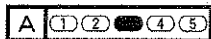
マークシート解答方法についての注意

マークシート解答では、鉛筆でマークしたものを機械が直接読みとって採点する。したがって解答はHBの黒鉛筆でマークすること(万年筆、ボールペン、シャープペンシルなどを使用しないこと)。

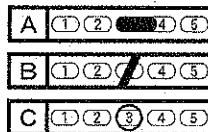
記入上の注意

1. 記入例 解答を3にマークする場合。

(1) 正しいマークの例



(2) 悪いマークの例



枠外にはみださないこと。

○でかこまないこと。

2. 解答を訂正する場合は、消しゴムでよく消してから、あらためてマークすること。
3. 解答用紙をよごしたり、折りまげたりしないこと。
4. 問題に指定された数よりも多くマークしないこと。

(日 本 史)

〔I〕 つぎの文章を読んで、下記の問いに答えよ。

奈良時代には宮廷・貴族や寺院の豊かな生活と仏教の発展に支えられて、多くの美術品がつくられた。薬師寺に伝わる などは唐の影響を受けたものである。

平安時代に天台・真言両宗がさかんになると、密教芸術が新たに発展した。絵画の分野では神護寺や教王護国寺の両界曼荼羅などが描かれている。曼荼羅は、密教で重んじる大日如来の智徳をあらわす金剛界と、同じく慈悲をあらわす胎藏界の仏教世界を整然とした構図で図化したものである。

平安時代末期には日本の風物を題材にした大和絵が、詞書をおりまぜて時間の進行を表現する絵巻物に用いられて発展した。『伴大納言絵巻』は都でおきた の火事を題材にしたものである。鎌倉時代にも武士の活躍を描いた合戦絵や、物語絵、寺社の縁起、高僧の伝記などの絵巻物が制作された。また個人の肖像を描く写実的な似絵も発達した。

室町時代になると、五山僧によって日本の水墨画の基礎が築かれた。雪舟はその作画技術を集大成した。大和絵では、応仁の乱後、 ^(b) が出て土佐派の基礎を固めた。また狩野正信・元信父子は、水墨画に伝統的な大和絵の手法を取り入れ、新しく狩野派をおこし、桃山期の永徳らの活躍の礎を築いた。

江戸時代になると、狩野派から狩野探幽が出て、幕府の御用絵師となった。また京都では「風神雷神図屏風」を描いた があらわれ、装飾画に新様式を生み出し、元禄期に大成された の画風の先駆となった。京都の上層町衆であった は多才な文化人として知られ、書や陶芸ばかりでなく、「舟橋蒔絵硯箱」のように蒔絵の名品を生み出した。

元禄期になると、上方の有力町人を中心に、寛永期の文化を受け継いでさらに洗練された美術作品が生み出された。狩野派のほかに、大和絵系統の土佐派から出た が朝廷にかかえられ、 は、父が興した、土佐派と並ぶ

大和絵の流派を継ぎ、幕府の御用絵師となった。京都では、「燕子花図屏風」を描いた があられ、 の代表的な絵師となった。

また、江戸では浮世絵が庶民に親しまれるようになった。18世紀半ば以降、錦絵と呼ばれる多色刷の浮世絵版画が制作され、美人画・役者絵・相撲絵・風景画^(e)などが流行した。

問1 空欄 ～ に入るもっとも適切な語句を、以下のア～ホのなかからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ア 尾形光琳 | イ 鳥毛立女屏風 | ウ 円山派 |
| エ 過去現在絵因果経 | オ 十二天像 | カ 吉祥天像 |
| キ 常磐光長 | ク 応天門 | ケ 周文 |
| コ 土佐光起 | サ 菱川師宣 | シ 羅生門 |
| ス 住吉派 | セ 野々村仁清 | ソ 円山応挙 |
| タ 俵屋宗達 | チ 本阿弥光悦 | ツ 谷文晁 |
| テ 住吉具慶 | ト 琳派 | ナ 四条派 |
| ニ 藤原信実 | ヌ 快慶 | ネ 蕪村 |
| ノ 伊藤若冲 | ハ 土佐光元 | ヒ 如拙 |
| フ 土佐光信 | ヘ 南大門 | ホ 酒井田柿右衛門 |

問2 下線部(a)について、以下のア～エのなかから、鎌倉時代の絵巻物ではないものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|------------|-----------|
| ア 蒙古襲来絵巻 | イ 信貴山縁起絵巻 |
| ウ 北野天神縁起絵巻 | エ 一遍上人絵伝 |

問3 下線部(b)について、以下のア～エのなかから、雪舟の作品を一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|-------------|-----------|
| ア 大徳寺大仙院花鳥図 | イ 洛中洛外図屏風 |
| ウ 瓢鮎図 | エ 秋冬山水図 |

問4 下線部(c)について、以下のア～エのうち、絵師の没年が古い順にならんでいるものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|
| ア | 歌川広重 | 葛飾北斎 | 喜多川歌麿 | 鈴木春信 |
| イ | 喜多川歌麿 | 鈴木春信 | 歌川広重 | 葛飾北斎 |
| ウ | 鈴木春信 | 喜多川歌麿 | 葛飾北斎 | 歌川広重 |
| エ | 葛飾北斎 | 歌川広重 | 鈴木春信 | 喜多川歌麿 |

〔Ⅱ〕 つぎの文章1～5を読んで、下記の問いに答えよ。

- 1 7世紀の東アジア世界の激動のなかで、中央集権的な国家体制の整備をめざした日本は、中国から体系的な法典を学び、律令の制定に取り組んだ。天智朝において、まず令の編纂から始まったとされている。天武朝の飛鳥浄御原令施行(689年)を経て、刑部親王・藤原不比等らによる大宝律令制定(701年)によってその目的は達せられた。しかし後に、藤原不比等らによって編纂された養老律令が藤原仲麻呂によって施行され(757年)、それが永く現行法として保たれたために、それ以前の律令条文は失われてしまった。
- 2 一方、律令の規定を補足・修正した格、それらの施行細則としての式が整えられ、それらは整理されて三代格式にまとめられた。その最初は、淳和天皇の時に成立した弘仁格式である。この編纂の中心人物は であった。
また養老令文の注釈書として も編纂されたが、 には養老律令以前の法に対する注釈も含まれており、8世紀初頭には律令法が完成していたことが、この点からも知られる。
- 3 1232年に執権北条泰時が制定した御成敗式目は、日本史上、最初の体系的な武家法であるが、律令に匹敵するほど網羅的なものではなく、御家人を主たる対象とするものであり、鎌倉幕府の滅亡とともにその効力は失われた。
- 4 室町幕府は体系的な法典を自ら制定してはいない。1336年に、中原章賢(是円)らから足利尊氏に答申された建武式目は、政治綱領ともいべき性格のものである。現実の法的処理に際しては必要に応じて単行法令を制定し、それらは、建武以来追加と総称された。戦国時代になると、各戦国大名たちが、幕府法・守護法を継承しながらも分国法と呼ばれる独自の国法を制定していった。朝倉氏の『朝倉孝景条々』、六角氏の『塵芥集』、今川氏の『今川仮名目録』、武田氏の『甲州法度之次第』などが著名である。

5 江戸幕府は、律令に匹敵するような体系的な法典は編纂しなかったが、朝廷・公家、大名、寺社などを対象とした幕府法令を制定した。大名に対する根本法典が武家諸法度で、その最初のもは、將軍秀忠の代に が起草した元和令である。以後、將軍の代替りごとに制定されたが、家光の寛永令では、^a が制度化されている。一方、朝廷・公家に対しては禁中並公家諸法度、主として仏教各宗大寺院に対しては寺院法度を制定して統制した。

吉宗が編纂を命じて、1742年に完成させた『公事方御定書』は、裁判や刑について規定している。この『公事方御定書』や、^b それに続く「寛政異学の禁」などについての諸法令は、明治になってから司法省で編纂された『徳川禁令考』^c に収録されている。

問1 1～5の各文章の下線部 a～c のなかから正しくない事項を一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。なお、下線部 a～c がすべて正しい場合には、d をマークせよ。

問2 空欄 ～ に入るもっとも適切な語句を、以下のア～ナのなかからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | | |
|---------|----------|----------|---------|
| ア 藤原良房 | イ 藤原基経 | ウ 藤原道長 | エ 藤原冬嗣 |
| オ 藤原緒嗣 | カ 金地院崇伝 | キ 天海 | ク 松平信綱 |
| ケ 沢庵宗彭 | コ 隠元隆琦 | サ 『日本後紀』 | シ 『令義解』 |
| ス 刪定律令 | セ 『唐律疏議』 | ソ 『令集解』 | タ 永徽律令 |
| チ 一国一城令 | ツ 宗門改 | テ 場所請負制 | ト 商場知行制 |
| ナ 参勤交代 | | | |

〔Ⅲ〕 つぎの史料を読んで、下記の問いに答えよ。

一、本朝天下の大勢、九変して武家の代となり、武家の代また五変して当代におよぶ総論の事

〔 1 〕 に、〔 2 〕 より上つかたは一向上古也。万の例を勸ふるも、仁和より下つかたをぞ申める。

五十六代〔 3 〕、幼主にて、外祖〔 4 〕、摂政す。是、外戚専権の始(一変)。(中略)

後醍醐重祚、天下朝家に帰する事わずか三年(八変)。

そののち天子蒙塵。尊氏、〔 5 〕をたてて共主となしてより、天下ながく武家の代となる(九変)。

武家は源頼朝、幕府を開て、父子三代天下兵馬の権を司どれり。凡三十三年(一変)。平〔 6 〕、承久の乱後、天下の権を執る。そののち七代凡百十二年、〔 7 〕が代に至て滅ぶ(二変)。(この時に〔 8 〕將軍二代、〔 9 〕將軍四代ありき)。(中略)

後醍醐中興ののち、源尊氏反して天子蒙塵。尊氏、〔 5 〕院を北朝の主となして、みづから幕府を開く。子孫相継て十二代におよぶ。凡二百卅八年(三変)。(このうち南北戦争五十四年、応仁ノ乱後百七年の間、天下大に乱る。実に七十七年が間、武威あるがごとくなれども、東国は皆鎌倉に属せし也。)

足利殿の末、織田家勃興して將軍を廢し、天子を挟みて天下に令せんと謀りしかど、事いまだ成らずして凡十年がほど、其臣光秀に弑せらる。豊臣家、其故智を用ひ、みづから関白となりて天下の権を恣にせしこと、凡十五年(四変)。

そののち終に当代の世となる(五変)。(『 10 』冒頭より)

問1 〔 1 〕には、常陸國小田城で執筆され、南朝の正統性を主張した書物の名が入る。その書物の名を下記の語群Ⅰから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問2 には、藤原基経に擁立され、基経を関白に任じた人物の名が入る。その人物を下記の語群Ⅱから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問3 に入る人物の名を下記の語群Ⅱから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問4 に入る人物の名を下記の語群Ⅱから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問5 に入る人物の名を下記の語群Ⅱから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問6 に入る人物の名を下記の語群Ⅱから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問7 下線部 a ともっとも関係の深い職名を下記の語群Ⅲから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問8 に入る人物の名を下記の語群Ⅱから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問9 に入る語句を下記の語群Ⅲから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問10 に入る語句を下記の語群Ⅲから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問11 下線部 b ともっとも関係の深い職名を下記の語群Ⅲから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問12 下線部 c が示す足利将軍の名を下記の語群Ⅱから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問13 下線部 d が示す天皇の名を下記の語群Ⅱから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問14 に入る書物の名を下記の語群Ⅰから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

問15 は、その著者が、ある徳川将軍の侍講として1712(正徳2)年に行った日本史の講義案を元としている。その将軍の名を下記の語群Ⅱから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

〔語群Ⅰ〕

ア 西洋紀聞	イ 采覧異言	ウ 読史余論	エ 古史通
オ 神皇正統記	カ 愚管抄	キ 増鏡	ク 梅松論
ケ 太平記	コ 平家物語		

〔語群Ⅱ〕

ア 光厳	イ 光明	ウ 光孝	エ 文徳
オ 清和	カ 淳和	キ 仁明	ク 陽成
ケ 正親町	コ 宇多	サ 村上	シ 不比等
ス 宇合	セ 冬嗣	ソ 基経	タ 良房
チ 道長	ツ 頼通	テ 泰時	ト 時政
チ 義時	ニ 時宗	ヌ 高時	ネ 時頼
ノ 義昭	ハ 義政	ヒ 義尚	フ 家綱
ヘ 家重	ホ 綱吉	マ 家宣	ミ 家継

[語群Ⅲ]

ア 鎮守府	イ 安東	ウ 下馬	エ 親王
オ 摂家	カ 四道	キ 管領	ク 執権
ケ 問注所	コ 鎌倉公方	サ 関東郡代	シ 侍所
ス 政所	セ 評定衆	ソ 奥州探題	タ 奉公衆
チ 連署			

〔IV〕 つぎの文章を読んで、下記の問いに答えよ。

1889(明治22)年に大日本帝国憲法が發布された。これは、日本史上画期的な事件だと、当時から広く考えられている。なぜ、憲法という一種の法律の制定がそれほど画期的なことなのだろうか。

その理由としては、例えば、次のような事実を挙げることができよう。

第一に、大日本帝国憲法は、第1条で「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と説きながらも、他方で、「天皇ハ帝国議會ノ ヲ以テ立法権ヲ行フ」(第5条)と定めている。すなわち、天皇を主権者としながらも、憲法によって、その主権者がほしのままに立法するのではなく、原則的には、民選議会の議決がなければ法律を制定できないことにしたのである。それは、制度上、君主専制から、「 政体」すなわち制限君主制へと移行したことを意味する。ヨーロッパ諸国の多くも君主制だった当時、それは、日本が早くも先進的な文明国の水準に達したことを意味すると広く理解された。そのため、それ以後の政党名にしばしば付された「」の語や、「の常道」などの政治用語には、ある誇らしさが含まれているようである。

第二に、憲法制定すなわち民選議会の設立は、明治維新以来となえられてきた政治の在り方についてのある理想が、ついに実現したのだと考えられたということがある。すなわち、慶応3年12月9日(1868年1月3日)のいわゆる 復古の詔は、「至当ノ公議ヲ^{つく}竭シ、天下ト休戚(注：喜びと悲しみ)ヲ同ジク遊バサルベキ^な叡慮(注：天皇の考え)」と述べ、さらに、五箇条の誓文は、「広ク ヲ興シ、万機公論ニ決スベシ」ととなえている。さらに、板垣退助等による「民撰議院設立の建白書」(1874(明治7)年)も、「臣等愛國ノ情自ラ已ムコト能ハズ、乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニ在ルノミ、天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ルノミ。」と主張している。これらにいう「公議」「公論」とは単に多数意見の意味ではない。公然とした堂々たる議論の結果として見出される公正・公平な妥当性のある見解という意味である。そのような見解によって政治が導かれるならば、この国はきっとよくなる。そう信じた人もいたのであろう。

問1 空欄 A ～ C にあてはまるもっとも適切な語句を以下のア～ナのなかからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | | |
|--------|------|------|--------|
| ア 討議 | イ 議論 | ウ 同意 | エ 賛成 |
| オ 支援 | カ 協賛 | キ 護憲 | ク 立憲 |
| ケ 改憲 | コ 民主 | サ 民政 | シ 憲政 |
| ス 憲法 | セ 議会 | ソ 政友 | タ 超然主義 |
| チ 政党内閣 | ツ 国会 | テ 審議 | ト 改進黨 |
| ナ 交詢 | | | |

問2 空欄 D , E にあてはまるもっとも適切な語句を以下のア～ツのなかからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | | |
|--------|------|------|------|
| ア 国政 | イ 神武 | ウ 創業 | エ 議会 |
| オ 地方議会 | カ 選挙 | キ 民主 | ク 民政 |
| ケ 君政 | コ 王政 | サ 皇基 | シ 会議 |
| ス 討議 | セ 審議 | ソ 産業 | タ 工業 |
| チ 殖産興業 | ツ 経綸 | | |

問3 大日本帝国憲法には、内閣の語は無く、第55条に「国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」と定められているにすぎない。大臣とは、内閣総理大臣をふくめ、天皇によって指名されて天皇を補佐する役割を果たすものとされていたわけである。一方、「議院内閣制」とは、議会による信任を内閣存立の必須の条件とする制度をいう。それでは、日本の近代史でいう「政党内閣」とはいかなる意味か。それは、「超然主義」の内閣とどう違うのか。80字以内で説明せよ。文中で、少なくとも一度ずつ、「政党内閣」「超然主義」「議院内閣制」の語を使用すること。なお句読点も1字に数える。

下書き用(横書き, 20字×4行=80字)→
